

第 70 回（令和 3 年度）横浜文化賞選考委員会 会議録	
日 時	令和 3 年 9 月 3 日（金）16 時～16 時 45 分
開 催 場 所	横浜市役所 18 階会議室
出 席 者	・横浜文化賞選考委員会委員 7 名（横浜文化賞選考委員会出欠表のとおり） ・事務局（神部文化観光局長、野田文化芸術創造都市推進部長、鬼木文化振興課長、碓文化振興課担当係長、ほか職員 3 名）
欠 席 者	2 名（横浜文化賞選考委員会出欠表のとおり）
開 催 形 態	公開 受賞者の選考については非公開（傍聴者 0 人）
議 題	1 委員長及び副委員長の選出 2 定足数の確認 3 会議の公開・非公開 4 横浜文化賞受賞者の選考 5 横浜文化賞文化・芸術奨励賞受賞者の選考
決 定 事 項	1 横浜文化賞の受賞者を選考 2 横浜文化賞文化・芸術奨励賞の受賞者を選考
議 事	1 委員長及び副委員長の選出 議事に先立ち、横浜文化賞選考委員会運営要綱第 4 条 1 項に基づき、委員の互選により、委員長に相原委員、副委員長に須藤委員を選任した。 2 定足数の確認 横浜文化賞選考委員会運営要綱第 5 条 3 項の規定に従い、会議の成立を確認した。 3 会議の公開・非公開 横浜文化賞選考委員会運営要綱第 6 条に基づき、受賞者の選考については、非公開とした。 4 横浜文化賞受賞者の選考 事務局から横浜文化賞の候補者等について説明を実施した。 各委員による候補者に関する議論により、受賞者を選考した。 5 横浜文化賞文化・芸術奨励賞受賞者の選考 事務局から横浜文化賞文化・芸術奨励賞の候補者等について説明した。 各委員による候補者に関する議論により、受賞者を選考した。
資 料 ・ 特 記 事 項	1 資料 (1) 次第 (2) 出欠表 (3) 横浜市附属機関設置条例（抜粋） (4) 横浜文化賞実施要綱 (5) 横浜文化賞選考委員会運営要綱 2 特記事項 なし

第70回（令和3年度）横浜文化賞選考委員会

日 時 令和3年9月3日（金）

午後4時～

場 所 市庁舎18階会議室

次 第

1 開 会

2 委員紹介

3 委員長、副委員長の選出

4 議 事

(1) 定足数の確認

(2) 会議の非公開・議事録の扱い

(3) 横浜文化賞の受賞者の選考

(4) 横浜文化賞文化・芸術奨励賞の受賞者の選考

5 閉 会

6 閉会のあいさつ

第70回（令和3年度）横浜文化賞選考委員名簿

受付用

五十音順、敬称略

出欠	氏名	役職名等
○	あいはら みちこ 相原 道子	公立大学法人横浜市立大学学長
○	あらい おーこ 新井 鷗子	横浜みなとみらいホール館長
○	いなた なおみ 稲田 奈緒美	舞踊評論家（桜美林大学准教授）
—	うえの たかし 上野 孝	横浜商工会議所会頭
○	くまがい よしかず 熊谷 典和	株式会社テレビ神奈川代表取締役社長
—	くらや みか 蔵屋 美香	横浜美術館館長
○	しみず とみお 清水 富雄	横浜市会議長
○	すどう ひろゆき 須藤 浩之	株式会社神奈川新聞社代表取締役社長
○	ひうら みちえ 日浦 美智江	社会福祉法人訪問の家顧問

7 名出席 / 9 名

横浜市附属機関設置条例（抜粋）

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（附属機関の設置及び担当事務）

第 2 条 横浜市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関としてそれぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第 3 条 附属機関の委員（臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を除く。）の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表（第 2 条、第 3 条第 1 項）

（平 24 条例 4・平 25 条例 35・平 26 条例 10・平 26 条例 82・平 27 条例 7・平 27 条例 12・平 28 条例 8・一部改正）

執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	省略		
	横浜文化賞選考委員会	横浜市の芸術、学術、教育、社会福祉、医療、産業、スポーツ振興等の文化の発展に尽力し、その功績が顕著な者に贈呈する横浜文化賞の受賞者の選考についての審議に関する事務	20 人以内
	省略		

横浜文化賞実施要綱

制 定 平成7年5月18日

最近改正 平成30年3月29日文文振第1384号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、文化の向上及び発展に寄与することを目的とし、横浜市の芸術、学術、教育、社会福祉、医療、産業、スポーツ振興等の文化の発展に尽力し、その功績が顕著な者に対し、横浜文化賞及び横浜文化賞文化・芸術奨励賞（以下「賞」という。）を贈呈するために必要な事項を定めるものとする。

（選考）

第2条 賞の選考は、横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）第2条第2項の規定に基づき、横浜文化賞選考委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（候補者の推薦）

第3条 受賞者の選考にあたっては、次の各号に掲げる者から候補者の推薦を受ける。

- (1) 本市に所在する大学・報道機関及び横浜商工会議所、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団
- (2) 区局・統括本部
- (3) 横浜文化賞受賞者。ただし、団体受賞者、横浜文化賞文化・芸術奨励賞受賞者及び横浜文化賞選考委員を除く。

（選考基準）

第4条 受賞者は、次の基準に該当する者等のうちから、委員会の選考に基づき、市長が決定する。

(1) 横浜文化賞

ア 「文化・芸術部門」

文化・芸術の向上・発展に尽力し、その功績が顕著と認められる者等又は、芸術・学術の分野において、創造的な活動により、横浜の個性形成やシティセールスにつながる成果をあげ、その功績が顕著と認められる者等

イ 「社会貢献・スポーツ部門」

教育、社会福祉、医療、産業、スポーツ振興等を通し、地域文化への貢献や地域社会の向上・発展に多年尽力し、その功績が顕著と認められる者等

(2) 横浜文化賞文化・芸術奨励賞

文化・芸術部門において現在活躍中の若年層又は中堅層で、さらに今後の活躍が特に期待される者、横浜らしい特色ある活動をしている者等

(受賞者の数)

第5条 横浜文化賞の「文化・芸術部門」及び「社会貢献・スポーツ部門」の受賞者の数は原則として、あわせて5名（又は団体）以内とする。

2 横浜文化賞文化・芸術奨励賞の受賞者の数は原則として、2名（又は団体）以内とする。

附 則

この要綱は、平成7年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

横浜文化賞選考委員会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日 文 文 第 1040 号（局長決裁）
最近改正 平成 28 年 12 月 1 日 文 文 振 第 878 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜文化賞選考委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 横浜文化賞の受賞者の選考についての審議に関すること。
- (2) 横浜文化賞文化・芸術奨励賞の受賞者の選考についての審議に関すること。

（委員）

第 3 条 委員は、次の基準のいずれかに該当する者のうちから、市長が任命する。

- (1) 横浜市内に在住又は在勤し、文化に関し高い見識を有する者
 - (2) 横浜の文化に関し特に高い見識を有し、市長が認めた者
- 2 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。ただし、委員の在任期間が引き続き 10 年を超えないこととする。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長の各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員任命後、委員長選出前の委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長とする。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 5 委員会の議事を効率的に運営するため、委員は、会議開催前に書面による予備審査をすることができる。
- 6 委員会を欠席する予定の委員は、受賞者選考に関する意見を書面により事前に提出することができる。
- 7 前各項の規定にかかわらず、横浜文化賞の候補者がノーベル賞の受賞者であって、横浜文化賞実施要綱第4条の要件を満たす可能性が高いと認められる場合においては、委員長が書面により委員の賛否を求め、その全員の賛成をもって委員会の決議があったものとみなすことができる。

(会議の公開)

第6条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、横浜文化賞及び横浜文化賞文化・芸術奨励賞の受賞者の選考については、同条例第31条1項2号の規定により、非公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化観光局文化芸術創造都市推進部文化振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成26年7月20日から施行する。
- 4 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。